

公立大学法人青森公立大学業務方法書

目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項（第3条－第25条）

第3章 業務の方法（第26条－第31条）

第4章 業務の委託（第32条・第33条）

第5章 契約の方法（第34条）

第6章 雑則（第35条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この業務方法書は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第22条第1項及び青森市地方独立行政法人法施行細則（平成21年青森市規則第8号）第4条の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学（以下「法人」という。）の業務の方法について基本的事項を定め、その業務の適正な運営に資することを目的とする。

（業務運営の基本方針）

第2条 法人は、法第25条第1項の規定により青森市長から指示された中期目標に基づき、業務の効率的かつ効果的な運営に努めるものとする。

第2章 役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

（内部統制に関する基本事項）

第3条 法人は、役員(監事を除く。)の職務の執行が法又は他の法令に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制(以下「内部統制システム」という。)を整備し、継続的にその見直しを図るとともに、役員及び職員(以下「役職員」という。)への周知や研修の実施、必要な情報システムの更新に努めるものとする。

（内部統制の整備）

第4条 法人は、内部統制システムに関する事務を統括する役職員その他の内部統制システムの整備の推進のための体制について決定するものとする。

2 法人は、前項の体制に基づき、モニタリングを行うために必要な規程を整備することとする。

3 内部統制システムに関する事務を統括する役職員は、定期的な連絡の機会を設け、内部統制システムに関する事務を統括する役員に対し、必要な報告が定期的に行われることを確保することとする。

(役員の仕事の適正化に関する事項)

第5条 法人は、役職員の職務の執行にあたり、法又は他の法令、法人の定める規程に違反する事由が発生した場合における、違反した役職員に対する懲戒に関する規程を整備することとする。

2 法人は、前項に規定する事由が発生した場合には、速やかな是正措置をとり、あわせて再発防止を図るものとする。

3 法人は、定期的な人事ローテーションの確保、長期在籍者の把握その他の業務の適正を確保するために必要と考えられる人事管理の方針の整理に努めるものとする。

(情報の伝達)

第6条 法人は、理事長から役職員への意思の伝達や、職員から役員への危機管理、内部統制に係る情報その他の必要な情報の伝達が確実に行われるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(法人運営に関する基本的事項)

第7条 法人は、法人の運営に係る基本理念を定め、これを公表するものとする。

2 法人は、役職員の倫理規程を定めるものとする。

(業務の適正かつ効率的な実施)

第8条 法人は、業務執行に係る決裁及び経費支出の承認に係る手順を明らかにするとともに、役職員は、その過程における確認機能を着実に果たすものとする。

2 法人は、業務の適正かつ効率的な実施にあたり必要とされるマニュアルの整備及び効率的な業務運営を可能とするための情報システムの整備を行うものとする。

(理事の分掌に関する事項)

第9条 法人は、理事の分掌を決定し、これを公表するものとする。

(中期計画等の策定に関する事項)

第10条 法人は、中期計画及び年度計画(以下「中期計画等」という。)について、理事会、経営審議会及び教育研究審議会の関与その他の中期計画等の策定の過程を整備するものとする。

(中期計画等に係る評価及び評価に基づく予算の適正な配分に関する事項)

第11条 法人は、中期計画等の進捗管理及び中期計画等に基づき実施する業務の評価(以下「評価活動」という。)を定期的実施することとし、理事会、経営審議会及び教育研究審議会その他の評価活動のために必要な体制について整備を行うとともに、評価活動の結果を踏まえ、法第78条の2第2項に規定する報告書の作成を適切に行うものとする。

2 評価活動については、あらかじめ定める手順に沿った適正な実施を確保するとともに、恣意的とならない評価の実施に努めるものとする。また、評価活動を通じ、

法人の業務執行が、必要とされる業務の手順を踏まえたものとなっているかの確認を行うものとする。

3 法人は、評価活動の結果を踏まえ、予算の配分が適正に実施されることを確保するための体制を整備するものとする。

(リスク評価と対応に関する事項)

第12条 法人は、業務実施の障害となる要因を事前にリスクとして識別、分析及び評価し、当該リスクへの適切な対応を行うとともに、必要な規程の整備に努める。

(緊急時における業務継続計画)

第13条 法人は、事故、災害その他の緊急時における業務の継続のため、次に掲げる事項を定めた計画を策定するものとする。

(1) 計画に基づく訓練等の実施

(2) 緊急事態発生時における対策本部の設置及び当該本部の構成員

(3) 緊急事態発生時における初動体制

(4) 緊急事態発生時における情報収集の迅速な実施

(施設の点検・補修)

第14条 法人は、施設の定期的な点検及び必要な補修を行うものとする。

(情報システムに係るリスク対策)

第15条 法人は、情報システムに係るリスクへの対策として必要な取組を行うこととし、その状況について、定期的な点検を行うものとする。

(入札・契約に関する事項)

第16条 法人は、契約事務の適切な実施及び契約事務における相互牽制の確立を確保するため、契約の適正な履行に関する審査を行うための体制整備を行うものとする。

(研究に係るリスクの管理に関する事項)

第17条 法人は、研究活動について、次に掲げる事項を確保するための規程を整備するものとする。

(1) 内部牽制機能による研究費の適正経理

(2) 研究不正の防止

(3) 知的財産の保護

(情報の適切な管理に関する事項)

第18条 法人は、情報セキュリティの確保に関する規程の整備その他情報漏えいの防止に係る取組を推進するものとする。

2 法人は、個人情報の保護に関する規程を整備し、個人情報の適切な管理にあたり必要とされる取組を着実に実施するとともに、取組の実施状況に関する点検を定期的に行うものとする。

(法人文書管理・情報公開)

第19条 法人は、文書管理規程及び情報公開に関する規程を整備し、法人の意思決

定に係る文書の適切な管理を担保するものとする。

(情報システムの整備)

第20条 法人は、所有する情報について、閲覧権限を整理するとともに、閲覧権限を有する者が、効率的に情報を検索できるよう、体系的な情報の保存及びそれを可能とする情報システムの整備を行うものとする。

(監事及び監事監査に関する事項)

第21条 法人は、監事及び監事監査に関する規程を整備するものとする。

2 前項の規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 監事監査規程等の整備に対する監事の関与
- (2) 理事長と常時意思疎通を確保する体制
- (3) 補助者の独立性
- (4) 監査報告の業務への適切な反映
- (5) 法人組織規程における権限の明確化
- (6) 監査結果の理事長への報告

第22条 法人は、監事監査の円滑かつ適切な実施のため、次に掲げる事項が確保されるよう、適切な措置を講じるものとする。

- (1) 監事監査規程等に基づく監事監査への協力
- (2) 補助者への協力
- (3) 監査結果に対する改善状況の報告

第23条 法人は、第21条に定める監事及び監事監査に関する規程を定め、又はこれを変更する場合には、監事の意見を聴かなければならない。

(内部監査に関する事項)

第24条 法人は、内部監査を担当する組織を設置し、内部監査を実施するとともに、内部監査の結果及びそれに対する改善措置状況を、理事長に報告するものとする。

(内部通報・外部通報に関する事項)

第25条 法人は、内部通報及び外部通報に関する規程を整備するものとする。

2 前項の規程には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 内部通報窓口及び外部通報窓口の設置及び運営
- (2) 内部通報者及び外部通報者の保護
- (3) 内部通報及び外部通報に係る、担当理事及び監事への適切な報告

第3章 業務の方法

(大学の設置及び運営)

第26条 法人は、青森公立大学を設置し、これを運営するものとする。

(学生支援)

第27条 法人は、全ての学生に対し、修学、進路選択及び心身の健康等に関する相談その他の援助を行うものとする。

(受託研究等)

第28条 法人は、法人以外の者から委託を受けて、又はこれと共同して行う研究の実施その他の法人以外の者との連携による教育研究活動を行うものとする。

(学習機会の提供)

第29条 法人は、地域の生涯学習の充実に資する公開講座の開設等学生以外の者に対する多様な学習機会を提供するものとする。

(地域貢献)

第30条 法人は、青森公立大学における教育研究の成果の普及及び活用を通じ、地域社会に貢献するものとする。

(附帯事業)

第31条 法人は、第26条から前条までに掲げる業務を効率的かつ効果的に実施するため、附帯して必要となる関連事業を行うことができる。

第4章 業務の委託

(業務の委託)

第32条 法人は、業務の効率的かつ効果的な運営に資すると認められるときは、業務の一部を委託することができる。

(委託契約)

第33条 法人は、前条の規定により業務を委託しようとするときは、受託者との間に業務に関する委託契約を締結するものとする。

第5章 契約の方法

(業務の委託)

第34条 法人は、売買、賃貸借、請負その他の契約を締結する場合には、一般競争入札、指名競争入札又は随意契約の方法によるものとする。

第6章 雑則

(その他)

第35条 この業務方法書に定めるもののほか、法人の業務に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この業務方法書は、青森市長の認可の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この業務方法書は、青森市長の認可の日から施行し、平成30年4月1日から適用する。
- 2 この業務方法書の施行の際、変更後の業務方法書により法人が整備する体制、規程、指針及び方針並びに計画のうち、現に法人において整備されていないものについては、平成32年3月31日までに整備するものとする。